

む。)は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金につき、大成

金又は銀の堆金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡しの事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けたもののうち、代替貴金

の規定にかかるらず、当該接収貴金属等の返還の請求をすることはできない。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接収貴金属等の被接収者とみなして、第一項の規定を適用する。

(接收貴金属等の認定及び請求の
棄却)

は第四項の規定により接收貴金属等について返還の請求があつた場合によ、返還請求者との書類をも

合には、過渡請求者からの請求を受けることができる者（以下、「権利者」という。）であるかどうかをも

審査し、権利者であると認めたときは、当該接収貴金属等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又

2 前項の認定（返還請求者が権利者であると認める）は總重量を認定するものとする。

は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなければな

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するト
らない。

きは、当該接収貴金属等についての返還の請求を棄却しなければならない。

二、返還請求者が権利者であると認められないとき。

二、会員登録料金の種類と
状又は個数（政令で定めるもの）

三 当該接収貴金属等が保管貴金属等のうちにはないことが明らかとなとき（当該接収貴金属等が接収の後に溶解された可能性又は二号から第四号までに掲げるもののうち、当該接収貴金属等が保管貴金属等で第二条第三項第二号の規定により請求を棄却した場合には、その旨を理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金属等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替えるものとする。

5 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。る。

（認定又は請求の棄却に対する不服の申立）

第七条 前条の处分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこ

3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立てをすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

る権利者に対し、当該換貰金屬等の個数（当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接收貴金属等の個数に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

いて同項の認定をすることができないものがある場合(次号に規定する場合を除く。)におい

規定する場合を除くに付し
て、保管貴金属等で第二条第三
項第一号に掲げるもの（接收の

後に溶解して作られた地金及び
前条又は前号の規定により返還
されるものを除く。以下この号

から第四号までにおいて同じ。)のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等

しいものがあるときは、当該接
收貴金属等に係る権利者に対
し、当該接収貴金属等が、上記

一、当該取扱金屬等がこれと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金属等で第二条

第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有

するものとみなして、当該接収貴金属等を評価した価額を限度として、当該保管貴金属等を返

還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき輸出者が二以上あるときは

卷之三

は、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

第六条第一項の認定に係る接
收貴金属等で品位及び重量につ
いて同項の認定をすることがで
きないものがある場合におい

て、保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち当該接收貴金属等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接收貴金属等に係る権利者に対するし、当該接收貴金属等が、これと種類及び形状の等しい保管貴金属等で第一条第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位のものと等しい品位並びに当該保管貴金属等のうち最少の重量のものと等しい重量を有するものとみなして、当該接收貴金属等を評価した額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で次の表の上欄に掲げるものについて、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けたことができない権利者がある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金属等の評価額がその者についての当該接収貴金属等の評価額(前二号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金属等については、これらの方規定による評価額)に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金属等の評

価額又はその満たない額に応

じ、かつ、これを限度として、保管貢金属等のうち、それを次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貢金属等の返還を受けることができない権利者に係る接収貢金属等で、品位又は重量について第六条第

一項の認定をすることができないものとの評価については、当該接収貴金属等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金属等で審量のものと等しい品位又は重量を有するものとみなす。

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金
で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に
連合國占領軍から引き渡されたロジウムの地金に
代るべきものとしてその引渡を受けた者は大蔵
大臣が引き渡したもの

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金
で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に
連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に
代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵
大臣が引き渡したもの

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたバラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合國占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に付るべきものとしてその引渡を受けた者

接収貴金属等	保 管 貴 金 屬 等
金の地金及び 製品	一 接収の後に溶解して作られた金の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は 製品の代償であるもの
三 第二条第三項第四号に掲げる金の地金で、被 接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合	
一 二 三	

の
國占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの

一 接受の後に溶解して作られた銀の地金
二 第二条第三項第二号に掲げる預金で銀の地金
又は更古の代貸のもの

**銀の地金及び
製品** 三
又は鑄古の代物であるもの。
**第一第二第三項第四号に掲げる銀の地金で、被
接収者、その相続人及び所有者以外の者に適合す**

國占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの

第一項の金は、金の地金及び預金で、第二項の金は、金の地金又は製品の償還であるものとし、第三項の金は、金の地金又は預金であるものとする。

三 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白

金の地金又は製品に代るべきものとしてその弓
渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占
領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地
金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したも

6

2 前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な場合には、保管貴金属等を分割することができる。ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(第五条第二項又は第三項の請求に対する返還) 第十条 大蔵大臣は、第五条第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六条第五項において準用する同条第一項の認定をした場合は、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。
(返還できない保管貴金属等の帰属) 第十一条 前三条の規定により返還することができない保管貴金属等(返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二

条の規定により返還することができぬものを含む。)は、国に帰属する。

(返還の通知)

第十二条 大蔵大臣は、第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。

(返還に対する不服の申立)

第十三条 第八条から第十条までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

(返還された場合において、返還されるとすることができる)

2 前条の通知が権利者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることは、前項の不正の申立をすることはできない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3 第一項の不服の申立ては、第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の認定(その認定を変更する第七条第三項の決定を含む)に対する不服をもつて、その理由とすることができない。

4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立てがあつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立てを棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをそ

の申立てをした者に通知しなければならない。

(受け取られない保管貴金属等の帰属)

第十四条 権利者が、第十二条の通知を受けた日(前条第一項の不服の申立てがあつた場合には、同条第

四項の通知がその申立てをした者に到達した日)から五年以内に、こ

の法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取ら

ない場合には、これらのものは、

国に帰属する。

ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接収貴金属等の各所有者に属するものとする。

(納付金)

第十六条 第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の十に相当する金額を国に納付しなければならない。

前項の規定は、国が保管貴金属等又はその売却代金の返還を受け取る場合に適用しない。

(接収貴金属等の上に存した権利)

2 前項の規定による接収貴金属等についての返還の請求に対しても第九条の規定により返還された保管貴金属等については、接収時に当該返還を受け、又は当該保管貴金属等又はその売却代金の額に相当する金額の債務を買戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3 第二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等(保管貴金属等のうち第一項第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九条において同じ。)についての返還の請求に対しても返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。

4 第二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等(保管貴金属等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対する部分に応ずるものとする。

これらの方から当該保管貴金属等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等についての限りでない。

(金額の計算の基礎となる保管貴金属等についての限りでない)

5 第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額を評価した額とする。

(納付義務に関する認定等)

第十七条 第五条第一項から第四項までの規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができる。

6 第二項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

7 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

8 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

9 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

10 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

11 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

12 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

13 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

14 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

15 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

16 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

17 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

18 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

19 第二項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係る接収貴金属等の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付するこ

とは、当該接収貴金属等に記載しなければならない。

第六条第二項及び第四項並びに第七条の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六条第四項の通知は、第十二条の返還の通知をする前に行わなければならぬ。

(納付金の求償)

第十八条 第八条から第十条までの規定により被接収者に返還された保管貴金属等については、第十六条の規定による納付金は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百九十六条第一項に規定する必要費とする。

第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等を接収前の契約に基いて貰い戻す者がある場合においては、当該保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

(税法の適用)

第十九条 その所有に係る接収貴金属等についての返還の請求に対して第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定により納付する金額、第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金属等の買戻をする者が前条第一項の規定により負担

する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金属等の取得価額に算入し、又は所得税法第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2 接收貴金属等についての返還の請求に對して、第九条又は第十条の規定により、第二条第三項第二号に規定する預金又は第九条第三項ただし書（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却代金が返還される場合においては、所徴税法及び資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接收貴金属等（当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。）の譲渡があつたものとみなす。

（交易當団等の接收貴金属等に関する特例）

第二十条 大蔵大臣は、接收貴金属等について第六条第一項の認定をする場合（同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。）には、当該接收貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等で接收時に於て当該各号に規定する取得者（その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運營会。以下同じ。）の所有に屬していたもの

一 交易營団、社團法人中央物資
活用協会又は社團法人金銀運営會若しくは社團法人金銀製品商
聯盟が、戰時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託により、取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものと含む)。

二 前号の貴金属等のうち、政府の指示に基き、金属配給統制株式会社が、交易營団又は社團法人中央物資活用協会から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む)。

三 社團法人金銀運営會が、戰時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金(当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む)。

四 軍需品の製造に従事していた者が、戰時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む)。

第五条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため

3 大藏大臣は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合には、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4 第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定（第六条第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時に当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。）について準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金属等で、接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対し、第八条又は第九条の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかるわらず、國に帰属する。

（交付金）

第二十一条 國は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等（同条第三項第二号の規定に該当するものを除く）のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を提出する書面にその旨を記載しなければならない。

2 第九条第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。
3 交易宮団及び社團法人中央物資活用協会に対しても、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。
一 第十一条の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貢金属等に該当するダイヤモンドについて、(以下「回収ダイヤモンド」といふ。)につき交易宮団及び社團法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められたいた価格(以下「基準取得価格」といふ。)により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接收時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド(第六条第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。)の総重量の比率によりあん分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。
二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額
第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和十七年四月二十八日から支払の日の属する月の前月の末日までの期間

昭和三十三年十二月十三日印刷

昭和三十三年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局